

生坂村災害時協力井戸登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害により広域的な断水が発生した場合に水道施設が復旧するまでの間、地域住民の飲用水以外のトイレや掃除等に使用するための水（以下「生活用水」という。）を確保するため、村内の井戸を災害時協力井戸として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 村内にある井戸であること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の井戸であること。
- (3) 災害時に井戸水を生活用水として無償で提供できること。
- (4) 現在井戸として使用しており、今後も継続して使用するものであること。
- (5) 井戸及びその周辺が適正に管理され、安全であること。
- (6) 災害時協力井戸として、登録標識の設置及び所在地等を公表することに同意すること。

(登録の申出)

第3条 災害時協力井戸の登録の申し出を行う井戸の所有者等（以下「申出者」という。）は、生坂村災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）（以下「登録申出書」という。）により村長に申し出なければならない。

(登録の決定)

第4条 村長は、前条の規定による登録申出書の提出があったときは、速やかにその内容の審査及び現地調査を行い、その結果に基づき生坂村災害時協力井戸登録適否決定通知書（様式第2号）により当該申出者に通知するものとする。

2 村長は、前項により登録することが決定した申出者（以下「登録者」という。）に対し、生坂村災害時協力井戸の登録標識を交付するものとする。

(登録者の責務)

第5条 登録者は、当該災害時協力井戸が災害時に円滑に且つ継続的に利用できるよう井戸並びに周辺の維持管理に努めるものとする。

2 登録者は、前条の規定により交付された登録標識を災害時協力井戸の周辺の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録期間及び更新)

第6条 災害時協力井戸の登録期間は登録した日から2年間とする。ただし、当該登録期間が満了する1か月前までに、村長並びに登録者のいずれからも異議の申し出がない場合は、登録期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更があったときは、生坂村災害時協力井戸登録内容変更届(様式第3号)により村長に届け出るものとする。

(登録解除の申出)

第8条 登録者は、次のいずれかに該当するときは、生坂村災害時協力井戸登録解除申出書(様式第4号)(以下「登録解除申出書」という。)により速やかに村長に申し出るものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) その他、災害時協力井戸として登録することが困難となったとき。

(登録の解除)

第9条 村長は、次のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を解除することとし、生坂村災害時協力井戸登録解除通知書(様式第5号)により登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から登録解除申出書による申し出があったとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件を満たさないとき。
- (3) 村長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による通知を受けた登録者は、第4条の規定により交付された登録標識を返還しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 災害時協力井戸を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時協力井戸による生活用水の提供は、登録者の善意によるものであることを十分に理解し、その意に反する行為をしないこと。
- (2) 災害時協力井戸は、災害による断水が発生した場合のみ、生活用水として利用すること。
- (3) 災害時協力井戸の利用に関して登録者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第11条 災害時協力井戸の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害等については、村長及び登録者はその責を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日より施行する。